



会社名 武田薬品工業株式会社
代表者 代表取締役社長 長谷川閑史
(コード番号 4502 東証第1部)
報道関係問合せ先 コーポレート・コミュニケーション部
Tel 03-3278-2037

News Release

2013 年 3 月 25 日

移転価格課税に関する国税不服審判所長の裁決書受領について

当社と米国アボット社との 50:50 の合弁会社であった TAP ファーマシューティカル・プロダクツ Inc. (以下「TAP 社」^{※1}) との間の消化性潰瘍治療剤「プレバシド」の製品供給取引等に関する移転価格税制に基づく更正処分^{※2} について、当社は、2012 年 4 月 6 日に大阪国税局長より原処分の一部を取り消す異議決定書^{※3} を受領しましたが、原処分の取り消しが認められなかった部分の全額の取り消しを求める審査請求書を、2012 年 5 月 7 日に大阪国税不服審判所に提出しました。

本日、当社は、同審判所長より当社の主張を認容する旨の裁決書を受領しましたのでお知らせします。

この裁決の結果、法人税・地方税等が全額還付されることとなり、法人税・地方税等と還付加算金を併せて、152 億円が還付される見込みです。

※1 TAP 社は 2008 年 4 月の会社分割により、武田アメリカ・ホールディングス Inc. (Takeda America Holdings, Inc.、当社の完全子会社、米国ニューヨーク州、以下「TAH 社」) の 100% 子会社となり、2008 年 6 月に TAH 社の 100% 子会社である武田ファーマシューティカルズ・ノースアメリカ Inc. (Takeda Pharmaceuticals North America, Inc.、米国イリノイ州、以下「TPNA 社」) と合併しています。なお、TPNA 社は 2012 年 1 月に武田ファーマシューティカルズ USA Inc. (Takeda Pharmaceuticals U.S.A., Inc.) に社名変更しています。

※2 当社は、TAP 社との間の 2000 年 3 月期から 2005 年 3 月期の 6 年間の製品供給取引等に関して、米国市場から得られる利益が当社および TAP 社間において当社に対して過少に配分されているとの判断のもと、2006 年 6 月に大阪国税局から移転価格税制に基づき 1,223 億円の所得更正処分を受けました。本更正処分による地方税を含めた追徴税額は 571 億円であり、当社は 2006 年 7 月にその全額を納付しました。

※3 異議決定の結果、原処分により更正された所得金額 1,223 億円のうち 977 億円が取り消され、地方税を含めた更正処分時に納付済みの法人税等追徴税額と還付加算金を併せて、572 億円が還付されました。

以上